

告示

埼玉県告示第九百八十八号

狭山市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和二年九月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	年月日
狭山市	平成二十九年度地籍簿三冊区（入間川、中四日	狭山第五十二地令和二年九月	
	平成三十年地籍簿三冊区（入間川、中四日	狭山第五十二地令和二年九月	
		見一丁目の各一部	